知的財産権、CCについて

3年 情報

- ・プリント
 - 1, 2, 3 %
 - 教科書P24~27を見てやってみよう
- ·4、5、6を

情報教室パソコンorl人一台PCを 使って調べてみよう。

知的財産とは?

- ・ (① <u>知的財産</u>)・・小説やイラスト、写真、音楽、 コンピューターのソフトウェア や発明など人間の創作活動で作 り出されたもの
- ・(② 知的財産権)・・・①を保護するための権利

著作権と産業財産権

知的財産権は・・・

おもに

③著作権

2

4產業財産権

とに分けられる

表2 著作権と産業財産権

	内容	分 類	権利の発生
著作権	芸術などの創作活動に関するもので,文章,写真, 絵画,音楽,映画,演劇などに関する権利	著作権(ちょさくけん):著作者がもつ権利	自動的に発生し,特別に登録する 必要はない(無方式主義 ,むほうしき しゅぎ)。
		著作隣接権 (ちょさくりんせつけん): 伝達者(実演家,放送事業者など)がもつ権利	
産業財産権	おもに産業や工業製品の 製造などに関係する権利	特許権 (とっきょけん), 実用新案権 (じつようしんあんけん):製品の発明やアイデアなどに対する権利	特許庁に申請し、登録されて初めて権利が発生する(方式主義 、ほうしきしゅぎ)。同じ発明について、複数の人間が別々に特許をとろうとした場合、最初に出願した人のみ登録される。
		意匠権 (いしょうけん):製品のデザインに対する 権利	
		商標権 (しょうひょうけん):商品名やマークに対す る権利	

産業財産権について

- (① 商標権)・・・メーカーなど製品に関するマーク
 ☆保護期間は10年だが更新可能で
 永久に保護することができる
- (② <u>実用新案権</u>)・・・形状や構造、組み合わせに 関する考案 プログラムなど形ないものや製造方 法はこれに含まれない ☆保護期間は10年

日本のゲームにも商標権

オセロは日本人の長谷川五郎氏が考えた ゲームでシェイクスピアの戯曲 「オセロ」から





•ベトナムのコーヒ店









(③ 特許権)・・・製品に関する発明や、プログラムの発明☆保護期間は20年

(④ <u>意匠権</u>)・・・形状や模様、色彩のデザイン☆保護期間は25年

日本のゲームにも商標権

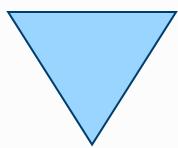
●ゲーム機本体には意匠権

●ゲームのコントローラー には特許権 1989年発売 ゲームボーイ
Nimendo GAME BOY.
grant

1980年代発売ファミリコンピュータ

たまごっち問題

●1996年発売当時爆発的な人気 になり模倣品が大量に出回る ように



●その後特許権、意匠権、商標権 を取得し被害が激減





著作権法

①著作権法

著作者が損害を被る行為を禁止し、著作者 の権利を保護する法律

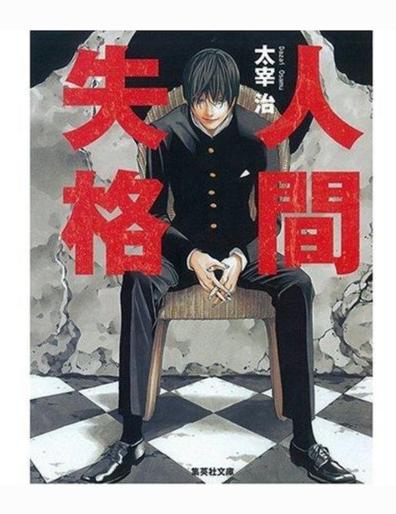
インターネット上で、無料で公開している 文章やイラストなどの作品についても、

- 著作権は②(自動的に発生)
- その権利は著作権法により保護されている



考えてみよう

• なぜ今夏目漱石や太宰治の作品は自由に使うことができる?





知的財産権の保護期間

〈日本での保護期間〉

- 著作権は著作者の①死後70年
- 特許権は②出願から20 年 (一部25 年に延長)

夏目漱石や芥川龍之介の小説などは、 すでに保護期間が切れている

著作権の分類

著作者がもつ権利としての著作権には・・・

著作権 (財産権)

著作者の金銭的な利益を守るための権利

著作者人格権

著作者が著作物をどのようにするかという 意思や著作者の名誉を守るための権利

公表権

氏名表示権

同一性保持権

②著作隣接権

歌手や放送事業者など、著作物の伝 達者がもつ権利

著作権をさらに細かく見てみると

	名 称		内容
	著作権(財産権)	複製権	著作物を印刷, 撮影, 複写, 録音, 録画などの方法により複製する権利。
		上演権・演奏権・上映権	著作物を公に上演,演奏,上映する権利。
		公衆送信権	著作物を公衆送信(テレビ・ラジオの放送やインターネットによる送信など)する権利。
		□述権	言語の著作物を公に口頭で伝達する権利。
		展示権	美術の著作物または未発表の写真の著作物を、原作品により公に展示する権利。
著作権		頒布権	映画の著作物の複製物を公衆に頒布(有償, 無償を問わず譲渡または貸与)する権利。
権		譲渡権・貸与権	著作物(映画を除く)を公衆に譲ったり、貸しだしたりする権利。
		翻訳権・翻案権	翻訳・編曲など,著作物を二次的著作物につくりかえる権利。
	著作者人格権	公表権	著作物を公表するかしないか,公表するとすればどのように公表するかを決める権利。
		氏名表示権	著作物に氏名を表示するかしないか,表示する場合に本名を表示するかペンネームを 表示するかなどを決める権利。
		同一性保持権	著作物の改変,変更,切除などを認めない権利。

この中でよく出されるのは①複製権、②上演権、演奏権、

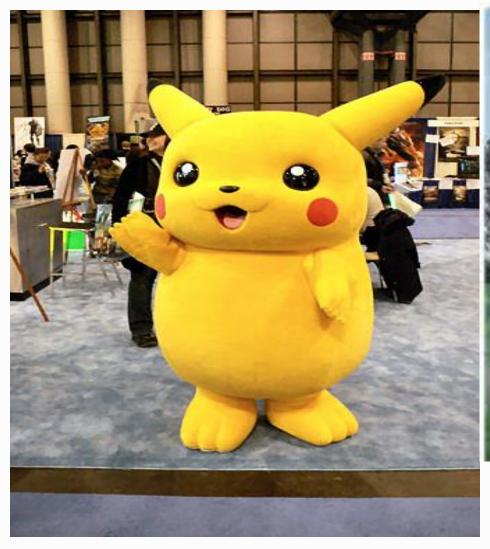
上映権、③公衆送信権、④翻訳権、翻案権同一性保持権

現在海外でも著作権の取り締まりが厳しくなっていていますが、 ひと昔前は法律自体が整備されていない時代もありました。



• その時代のものです

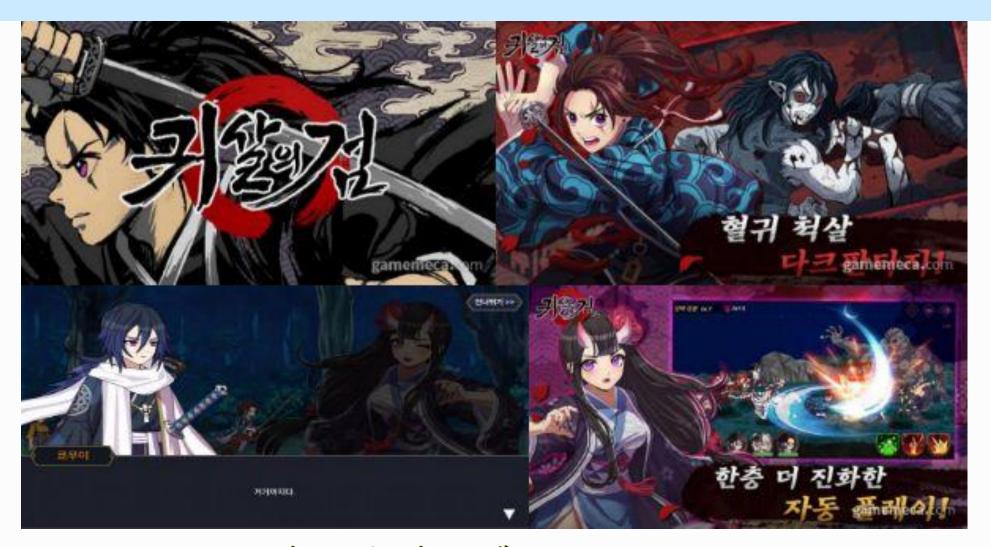








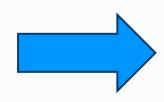
ワンピースを真似た 「ワピース」 物語は伝説の宝物を仲間と探す



批判殺到で放送できず

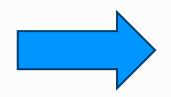
記号の意味





<u>著作権フリー</u> 自由に使ってもいい





著作物が保護されているの で勝手に使えない

© Kawaijuku 2023 Printed in Japan

無断転載複写禁止・譲渡禁止

中間に位置するものは?

・著作者が創作物の利用条件に関する意思表示をしたものを(①クリエイティブ・コモンズ・ライセンス)(CCライセンス)という。

パナー	ライセンス名	ライセンスの解説
@ <u>0</u>	表示 (CC BY)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、 改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCC ライセンス。
© 0 0 EY 2A	表示-継承 (CC BY-SA)	原作者のクレジットを表示し、改変した場合には元の作品と同じCCライセンス (このライセンス)で公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可 されるCCライセンス。
© 0 0 8Y NO	表示-改变禁止 (CC BY-ND)	原作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営 利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるCCライセンス。
© 0 S	表示-非営利 (CC BY-NC)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるCCライセンス。
© 0 € 0 EY NO SA	表示-非営利-継承 (CC BY-NC-SA)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には 元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開することを主な条件に、改変 したり再配布したりすることができるCCライセンス。
© (1) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S	表示-非営利-改変禁止 (CC BY-NC-ND)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるCCライセンス。

Cライセンスの中身は

(i)	BY (表示)	①その作品の利用に関しては著作 物の表示をすれば利用を認める
\$	NC(非営利)	②非営利目的に限ってその利用を認める
	ND (改変禁止)	③その作品の利用をそのままの形で認める
(3)	SA(継承)	4 その作品に基づいて創作した二次的 著作物にも、もとの作品と同じ利用 条件を求める

CCライセンスの組み合わせ方

最大の組み合わせを考える時に重要なのは

- ①クリエイティブコモンズライセンスでは必ず表示(BY)はしないといけない
- ②継承(SA)は改変した場合のみ使用されるのでND(改変禁止)と同時に適用 されることはない



以上のことから組み合わせは(

(IBY, 2BY-NC, 3BY-ND, 4BY-SA, 5BY-NC-ND, 6BY-NC-SA) o

(6) 通り



①昨日テレビで放送された ドラマを録画してDVDに焼き 友人に渡した

- ・個人で見るのは「私用のための複製」で問題ないが、コピーを友人に配るのは<u>複製権</u>の侵害になる。映画の場合は頒布権の侵害にもなる。
- 番組の内容によっては実演家などの著作隣接権の侵害にもなる。



②友人が撮影した写真や 動画をSNSに投稿した。

他人の著作物を無断でコピーしたり、ネット上にアップする 行為は公衆送信権の侵害にあたります。



③自分が撮影した友人 が写っている写真を 無断でSNSに投稿した

自分で撮影した写真なので著作権は侵害していないが<u>肖像権</u> を侵害している



5Webページの掲載の 許可を得た写真を 無断で加工して掲載 した

改変を試みているので同一性保持権、翻案権の侵害にあたる



⑥ベートベンの曲が収録されている市販のCDを無断でコピーして友人にあげた

ベートーベンは1872年に亡くなり死後70年経つために 著作権の侵害にはならないが演奏者やレコード会社の 著作隣接権の侵害になる。70年以上前に発売されたレコードなら著作隣接権の侵害にもならない。



⑦高校の文化祭で著作者の 許可を得ずに曲を使った

著作権の例外規定で認められている

学校教育では例外規定で著作権者の承諾を得なくても求められいるものがある。 また営利を目的としない上演も認められている。



⑧レポートを書くときにある書式の一文を引用した

レポートを書くときは、<u>著作者や本の名前、ページ数など引</u> 用元を明らかにする。そうしないと著作権侵害になる。